

第7回 労働時間と働きすぎについて考える

◎今回の概要:

今の日本の多くの労働者は長時間労働の元に置かれていることは周知の事実です。サービス残業・ブラック企業・ブラックバイトという言葉の流布はそのことを表しています。もっとも悲惨なことは過労死・過労自死です。なぜ長時間労働になるのか、その実態を知るとともに、どうすれば自由な時間を取り戻すことができるかを考えます。

○プロローグ

- ・電通事件と「電通鬼十則」、「24時間働けますか」、「『出世する人、出世できない人：70の法則』
(※以下、主に下記森岡孝二『過労死は何を告発・・・』による)

○労働時間への取り組み

- ・経済学研究の主要テーマにならず：労働組合も問題意識希薄：過労死裁判での労働組合非協力も

○8時間労働制への流れ：工場法制定

- ・英国：13世紀農民1620時間、中世の労働者2309時間、1840年労働者3588時間、
1987年米国平均労働者1949時間、1988年英国製造業労働者1856時間

○日本の長時間労働の実態

- ・年間平均労働時間の断続的減少とパートタイム労働者比率の増加
- ・労働時間の二極分化：男性の長時間労働と女性の短時間労働：性別格差・男は会社、女は家事
- ・男性正社員：1日10時間以上、週53時間以上働く：若者の4割近くが週60時間以上働く

○不払い賃金

- ・実労働時間と支払労働時間：労働力調査と毎勤調査の差：週6～7時間
- ・不払残業試算：一人80万円、正規労働者3200万人、合計26兆円（2012年）

○過労死・過労自死の実態と告発

- ・過労死ライン：年間3000時間、月80時間以上（3カ月）、月100時間以上（1カ月）
- ・過労死110番：1988年から2013年まで相談件数：1万0671件
- ・過労死・過労自殺の労災請求件数：過労死は年800件前後で高止り、過労自殺は急伸1400件
年齢別：50歳以上は過労死、若者は過労自殺が多い
- ・IT産業の過酷な労働実態：12時間労働：「ふつう」になっている「ふつうでない」働き方
- ・平岡事件：最初の過労死認定・過労裁判・作業長の超長時間労働・年間実働3663時間、36協定
- ・製造業の過労死：カルビー：QCサークル、トヨタ：製造現場責任、長時間過重労働

- ・ホワイトカラーの過労死：証券営業マン：ノルマ、銀行員、教師・医師
- ・若者の過労死・過労自死：和民、日本海庄や、東電：長時間・深夜労働、うつ病発症

○長時間・過重労働対策とその問題

- ・過労死防止法の制定：2014年6月：過労死のない社会の実現を目指す：推進・啓発・相談
- ・産業医制度、メンタルヘルス、ストレスチェック
- ・36協定：上限に法的拘束力ない努力基準
- ・有給休暇：48.8%、企業文化

○時間規制をはずす動きとILO条約の未批准

- ・変形労働制・みなし労働制・裁量労働制の導入、残業ゼロ法案、固定残業
- ・ILO：労働時間関係・休暇関係のILO条約18：日本全て未批准：ディーセントワーク以前

◎ビデオ

「残業80時間超・現場で何が “医師・教師の働き方”」

クローズアップ現代+ 2018年4月16日 NHK総合 約19分

◎参考文献

- ・森岡孝二『過労死は何を告発しているか 現代日本の企業と労働』岩波現代文庫。2013年
 - ・岸・金堂玲子・森岡孝二編『健康・安全で働き甲斐のある職場をつくる』ミネルヴァ書房、2016年
 - ・川人博『過労自殺第二版』岩波新書、2014年、『過労自殺』岩波新書1988年
 - ・森岡孝二『働きすぎの時代』岩波新書、2005年
- * 損害保険産業の労働時間管理の実態については、松浦章『日本の損害保険産業』桜井書店 2014

◇お知らせ

- ・次回5月30日の講義に、ゲスト講師に来ていただきます：松浦章さん（兵庫県立大学客員研究員）
- ・過労死防止学会第5回大会（龍谷大学・深草キャンパス）：5月25・26日